

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立できること、また、職員全員が働きやすい職場環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内 容

目 標 1 男性職員による育児にかかる休暇取得の推進を図る。

【対 策】

- ・ 令和2年4月～ 広報紙等による職員への育児にかかる制度の周知

目 標 2 年次有給休暇の取得推進を図る。

【対 策】

- ・ 令和2年4月～ 広報紙や会議等を通じて取得促進について周知

目 標 3 「ノー残業デー」を継続し、所定外労働の削減を図る。

【対 策】

- ・ 令和2年4月～ 広報紙等による職員へのノー残業デーの周知